

広島県告示第六百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和四年四月十七日までの間、縦覧に供する。

令和四年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山路線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福山市光南町三丁目一番地先から 福山市水呑町字洗谷四七五三番地先まで	旧	一九・六〇〃 五〇・五〇	一、九四二・ 〇〇	不用物件一、 八九〇・〇〇 メートル
福山市光南町三丁目一番地先から 福山市水呑町字洗谷四七五三番地先まで	新	七・六〇〃六 二・六〇	二、五四四・ 〇〇	ルート変更